

指定管理に係る要求水準書

施 設 名	すみだ福祉保健センター
要望する業務 水準（内容）	（管理運営に関する基本的な考え方） 1 利用者サービスの更なる向上を目指した事業内容の充実・改善を図ること。 2 効率的な管理・運営に取り組み、利用者の増加を図る方策を推進すること。 3 要求水準を満たす管理・運営体制であるとともに、職員の資質向上を図るため、研修等の充実に努めること。 4 関係法令を遵守するとともに規定の整備等に努め、安定性・継続性のある管理・運営に努めること。 5 区民ニーズが高いにもかかわらず、一般の民間事業者では採算面等から行うことができない先進的な福祉・保健事業の実施に努めること。 6 事業の実施にあたっては、地域福祉の振興に努めること。 （要求する業務の水準） 1 全体に係る業務については以下のとおり実施すること。 （１）モニタリング 指定業務を自己評価するため、利用者アンケート調査を実施しモニタリングを年１回以上行い、継続的な利用者ニーズの把握、利用者サービスの更なる向上を目指した事業内容の充実・改善を図ること。 （２）職員体制 法令を遵守し、事業に必要な人員を配置すること。 （３）苦情・要望対応 苦情・要望に関して窓口等を設けること。また、受けた苦情等の内容等について記録するとともに、必要に応じて区や関係機関に情報提供すること。 （４）事業計画・事業報告 ア 毎年度、事業計画書、歳入歳出予算書を区に提出すること。 イ 毎月指定業務終了後、指定業務の実施状況等に関する事項を記載して区に提出すること。 ウ 毎年度の指定業務終了後、事業実績報告書及び歳入歳出決算書を区に提出すること。 2 個別の事業については以下の業務を実施すること。 （１）障害者総合支援法に基づく障害者生活介護施設はばたき福祉園 （２）身体障害者福祉法に基づく身体障害者福祉センター （３）老人福祉センター （４）高齢者在宅サービスセンター

	(5) 児童デイサービス施設 みつばち園 (6) 機能訓練事業 (7) すみだ福祉保健センター相談支援事業所 (8) 施設設備の維持管理及び環境整備 ア 年次計画に基づく施設の修繕業務（休日応急診療施設を含む） イ 指定管理者は、区との協議のうえ、経年劣化に伴う施設の修繕を計画的に行うこと。 ウ 施設の維持管理に関する業務を実施すること。 ただし、指定管理者から専門業者に委託することができるものとする。 なお、委託する専門業者については、できる限り区内の人材を活用できる企業に受注機会を提供するように努めること。 ※（１）～（７）についての要求水準は別紙のとおり （８）は、別添「施設環境維持管理基準」のとおり 3 大規模改修工事に伴う対応 指定管理期間中に休館を伴う大規模改修工事を行う予定となっていることから、上記２の各事業においては改修工事期間内外で運営業務の一部が実施できない可能性がある。その際は、当該期間中の業務内容及び当該年度の事業計画及び収支計画について区と協議することとし、指定管理料については、別途協議の上決定する。また、指定管理者は、利用者の周知や近隣との調整等、区と協力して関連業務を行うこと。 4 空きスペースの有効活用 すみだ保健子育て総合センター開設に伴い、障害児歯科相談室が令和６年度に移転したほか、指定管理期間中に休日応急診療施設が移転予定である。それらの移転後のスペースについて、委託事業であるこうめ高齢者支援総合センター・高齢者みまもり相談室事業の充実等を含めて、具体的な活用方法を区と協議すること。
経費についての考え方	利用料金制度により、以下の費用は指定管理者の収入とし、委託料から差し引く。 1 高齢者在宅サービスセンターで行なうデイサービスの介護給付及び利用者自己負担金 2 児童デイサービス施設みつばち園の児童福祉法に基づく利用者自己負担金 3 生活介護事業の障害者総合支援法に基づく介護給付費及び利用者自己負担金 4 その他福祉保健センター施設の利用料等 上記１～４の収入が当初想定した額を超えた場合の取扱いについては、別途協議すること。

（１）生活介護施設 はばたき福祉園

事業項目	概 要
運営方針	地域で生活する重度の障害者に、心身の発達を促すとともに、社会的な生活能力を高めるための活動を行うことにより、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援に努める。 運営に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）の趣旨及び障害者総合支援法関連法規等による運営基準等を踏まえ、個々の利用者の障害程度や特性に充分配慮した個別の支援計画を作成し、支援内容の充実強化を図る。
事業内容	すみだ福祉保健センターはばたき福祉園における支援の基本は、食事、衣類の着脱、排泄、清潔の保持など日常生活動作の確保、健康づくりの維持・増進をめざすもので、積極的に地域社会への参加・交流を図るなど、社会的自立に向けての支援を以下の内容で実施する。 また、事業実施に当たっては、墨田区障害福祉計画に基づき毎年度ごとに定められたサービス提供必要量を踏まえ、十分なサービス提供に努める。 1 定員 48人（1日当たり） 2 対象者 （１）18歳以上で、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス受給者証（生活介護の支給決定）を所持している区民等 ※ ただし、東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（条例第155号）第93条に規定する利用者の数の基準範囲内での利用者の受け入れを可能とする。 （２）知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の措置に係る者 3 送迎サービス 中型バス 2台運行 4 給食サービス 利用者個々の身体状況に配慮して、咀嚼機能及びえん下機能に応じた形態対応食や、疾病の状況に応じた疾病予防食を提供する。 5 利用者支援の内容 （１）生活自立支援 医師・医療機関との連携を密にして、利用者個々の健康状態を常に把握し、身体機能の維持・向上や障害程度の変化、疾病の予防・早期発見及び早期治療を図り、健康管理の充実を図る。 ア ADL支援（食事・排泄・衣類着脱・整容（歯磨き）等） イ 身辺自立の支援 ウ 身体介護・移動支援・身体機能の維持・向上・コミュニケーション支援 エ 地域生活を支える家族・家庭との関係機関との連携 （２）健康の保持・増進 ア 健康相談（内科・精神科） イ 健康診断

	ウ 衛生管理 エ 入所施設移行防止策 地域医療機関との連携体制を確立し、必要に応じて医療的ケア等に取り組みながら利用者の高齢化等に伴う障害内容（特に身体）の悪化防止策を構築し、居宅生活の継続を支援するとともに利用率の減少防止に努める。 (3) 日常活動支援 利用者の支援課題・心身の特性・要望に考慮したグループ編成による日中活動を通して、充実した生活を営むことができるよう支援する。 また、利用者個々の能力に応じた作業等を設定することで、能力の維持・向上を図る。 ア 創作的活動（陶芸・手工芸・園芸・リサイクル活動等） イ 地域貢献活動（リサイクル活動【アルミ缶回収】等） ウ 生活体験と余暇活動（様々な生活体験…買い物、調理、外出体験、地域交流等生活の質の向上を目指す活動、余暇的活動…音楽、入浴、散策活動、おしゃれや障害に配慮した活動（感覚刺激や歩行支援等）、健康維持にもつながる運動（ウォーキング等） (4) 社会参加・交流 ア 宿泊体験旅行 イ 外出体験 ウ 地域交流行事 エ 他企画行事への参加 オ 諸行事の実施 (5) その他 ア 関係機関との連携 イ 家族・家庭との連携
備考	大規模改修工事期間中における上記事業の業務内容及び当該年度の事業計画及び収支計画については、別途区と協議する。また、指定管理者は、利用者の周知や近隣との調整等、区と協力して関連業務を行う。

(2) 身体障害者福祉センター

事業項目	概 要
運営方針	身体障害者福祉法に基づく身体障害者社会参加支援施設（身体障害福祉センターB型）として、区内の身体障害者の誰もが社会参加できる能力を高めるための各種事業を実施し、障害者の自立や生きがいをづくりを支援する。 また、身体障害者の自主サークル、障害者団体及びボランティアグループ等が積極的に活動しやすい環境の整備に努める。
事業内容	1 対象者 区内に住む身体障害者、障害者団体及びボランティアサークル等 2 事業内容 (1) 相談（月曜日から金曜日、午前9時から午後5時まで） 障害者やその家族が抱える様々な課題の解決に向け、相談事業を実施する。 ※障害者の自立生活を支援していくため、障害者当事者をカウンセラー（＝ピアカウンセラー）として育成、活用し、より本人の気持ちに寄り添った相談事業を積極的に実施する。 (2) 教養講座 身体障害者の自立生活や生きがいをづくりに役立つ教養講座を実施する。 実施内容については、区と協議をすること。 なお、実施にあたっては、企画段階で障害者自身が参画する、または意見を反映できる等の仕組みづくりをするほか、時々の社会情勢を意識したものとする。 ※他の施設等で行う各種教養講座においても積極的に身体障害者が参加できるようソフト・ハード両面にわたり障害特性にあわせた合理的な配慮がなされるよう支援を行う。 (3) ボランティア養成講座 身体障害者の自立生活や生きがいを支援できるようボランティアを養成するための講座を実施する。 実施にあたっては、その内容について必要性を区と協議した上で、企画、実施をするほか、時々の社会情勢を意識したものとする。 (例) パソコン点訳教室、スマートフォン教室、SNS 教室等 (4) 身体障害者に対する日中活動の支援 【日中活動の支援とは】 ◇身体障害者の引きこもりを防止し、文化活動、体力づくり、交流活動等を行うこと。 (5) 区の広報紙「区のお知らせ」・「区議会だより」のテープ版・デージー作成 ア 「声のたより」の発行 イ 「区議会だより」の発行 (6) 身体障害者自主サークル・身体障害者団体等への支援 ア 活動の場の提供（「3 事業時間」のとおり） 集会室（1）及び（2）・録音室・図書コーナー・視覚障害者日常生活訓練室

	○利用できる主な設備・器具等	
	パソコン（インターネット、点字・画面拡大・音声読み上げソフト）	
	らくらくマウス	キーボード（大型・ひらがな）
	プリンター（インク持込）	プロジェクター
	録音機器	点字プリンター
	カナタイプライター	リソグラフ
	立体コピー	GBC 製本器
	プレクストーク	テルミー
	点字図書等コーナー	磁気ループ
	（７）啓発活動 ノーマライゼーションの理念の下、区民に対し、障害者に対する理解を深めるため、多様な情報媒体を活用し啓発を行う。 ３ 地域との交流・関係機関との連携 身体障害者に対する理解と社会参加、より良いサービスを提供することを目的に、地域との交流や関係機関との連携を行う。	
備考	大規模改修工事期間中における上記事業の業務内容及び当該年度の事業計画及び収支計画については、別途区と協議する。また、指定管理者は、利用者の周知や近隣との調整等、区と協力して関連業務を行う。	

(3) 老人福祉センター

事業項目	概 要
運営方針	区内にお住まいの60歳以上の方を対象に、健康で明るい毎日が過ごせるよう、教養講座や各種事業及び相談を行う。 また、高齢者相互の交流を図る場として、サークルや老人クラブ等の団体・グループ活動のために施設を開放する。
事業内容	1 相 談 高齢者や家族の身近な問題の相談に応じ、職員が協力して個々の問題の解決にあたること。 2 一般介護予防事業 (1) 把握事業 元気応援シートの活用により、介護に陥るリスクの高い高齢者を把握し、管轄の高齢者支援総合センターへ紹介すること。 (2) 普及啓発 ・介護予防を目的とした講座の開催 ・地域の高齢者支援総合センターと連携して、集会室兼教養娯楽室を活用し、住民主体の活動支援や運営者支援を実施すること。 3 イベント等の実施 (1) 敬老の日のつどい（長寿のつどい）（100名程度の参加を予定） (2) 教養講座・生きがいつくり 座禅教室、パソコン教室、料理教室、ビーズ作り教室、陶芸教室、歌謡教室、体操教室、水彩画教室、吹き矢教室、藤工芸教室、歌声喫茶講座ほか ※ 講座等の事業内容は、原則、継続せず多様な内容で実施する。ニーズにより継続を望まれるものは、計画を立て自主的なサークル化にする支援を行い、継続を終了すること。 ※今後予定されている大規模修繕も踏まえつつ、社会的ニーズの高い内容に特化するとともに、施設の有効活用を図ること。 4 高齢者自主サークル及び老人クラブ等に対する援助 各講座終了後自主サークル結成への援助を行い、集会室兼教養娯楽室を高齢者自主サークル等の団体活動の場として貸し出すこと。
備考	大規模改修工事期間中における上記事業の業務内容及び当該年度の事業計画及び収支計画については、別途区と協議する。また、指定管理者は、利用者の周知や近隣との調整等、区と協力して関連業務を行う。

(4) 高齢者在宅サービスセンター

事業項目	概 要
運営方針	1 心身の機能が低下している状態で家にひきこもりがちな高齢者等に、定期的な外出の機会を提供し、他者とのさまざまな交流を通して、楽しみや生きがいを持ち、心身機能の維持、向上を目指し、より自立した生活を営めるよう援助する。 2 高齢者とその家族等が、地域社会の中で自分らしく生きがいを持って末永く生活できるよう、それぞれの心身状況に応じた、機能の維持・向上に努め、あわせて家族等の介護負担の軽減を図る。援助にあたっては、個々人の意思や個性を尊重して、より高い水準のサービスを提供するように努める。 3 機能訓練を特に必要とする方については、住み慣れた地域で生き生きとした生活を送るために、心身機能の維持、改善又は悪化予防等について、専門的立場から助言・援助し、専門の訓練を行う。
事業内容	1 事業内容 (1) 事業内容 ア 通所介護サービス事業 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第7項に規定する居宅サービス及び送迎を行うこと。 イ 介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）法第8条の2第16項に規定する介護予防支援を行うこと。 ※ 墨田区長が定める総合事業の基準等による。 ※ 運営にあたっては、厚生労働大臣が定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生省令第35号）等の関係法令を遵守すること。 ※ 上記事業内容に合わせて、東京都及び本区の事業認可（変更）申請等を行うこと。 ウ 介護相談及び介護者の研修に関すること。 エ 前ア～ウに掲げるもののほか、区長が必要と認める事業 (2) 介護保険対象サービス ア 送迎サービス ドア・ツー・ドアを基本として、車両による送迎を行うこと。 イ 生活相談・指導 通所介護の入所、退所の調整を個々の高齢者ニーズに合わせて行うこと。 ウ 趣味・生きがい活動 利用者の個々のニーズに合わせるメニューと、集団で行うメニューを兼ね合わせて、趣味・生きがい活動を実施すること。お花見、運動会、忘年会等の行事を実施すること。 エ 健康チェック・健康増進 利用前に健康チェックを行い、利用者の健康状態を把握し、安全なサービスの提供に努めること。 感染症予防のため、利用者に対し、検温等により利用者の健康管理に努める

	こと。 オ 機能訓練 看護師等による体操等を実施すること。 カ 食事サービス 利用者の嚥下や栄養状態に応じた食事を提供すること。毎年1回以上、利用者に対して、食事内容に関する調査を行い、看護師による食事指導を実施すること。 キ 口腔機能向上 看護師等による指導を実施すること。 (3) 総合事業 ア 従前相当通所型サービス 法第115条の45の3第1項の規定により、指定事業者が行う介護予防通所介護相当サービス（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するサービスをいう。）と認められる機能訓練、集いの場の提供等を実施すること。 イ 通所型サービスA 法第115条の45の3第1項の規定により、指定事業者が行う通所型サービス（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するサービスを除く。）と認められる機能訓練、集いの場の提供等を実施すること。 (4) 生活支援体制整備事業 担当圏域の高齢者支援総合センターと連携し、住民主体の活動の支援を実施すること。 2 各種会議 事業運営に関する事項については、効率的な運営はもとより、関係機関と緊密に連携し、業務の円滑な運営を図ること（職員会議、ケース会議、関係機関連絡会議等）。 3 区内の通所介護事業所のネットワーク化の推進及び運営の協力に関すること。 区立の在宅サービスセンターの一つとして、墨田区うめわか高齢者在宅サービスセンターが中心として行う通所事業所連絡会の推進及び運営の一部を担うこと。 4 その他 (1) 大規模改修 事業内容・各事業の定員については、今後予定されている大規模修繕も踏まえ、施設の特性を最大限に活かし適切な規模で効率的に実施していくものとし、区と適宜協議すること。 (2) 研修 職員の資質向上、介護技術水準の改善・向上を目標に、職員人材育成計画を作成すること。また、所内OJTを適切に実施し、各種研修会・講演会等に参加すること。 認知症に伴う徘徊者の安全確保等について、当該施設の従業員（第三者委託従事者、実習生等を含む。）を対象に、職員研修等を通じ、徹底を図ること。 (3) 家族・地域との交流
--	--

	家族会の開催や、ボランティアや研修生等の受け入れ、リハビリＯＢ会への支援などを通じて、家族への理解と地域との交流を進めること。 (4) 職員体制 法令を遵守し、事業に必要な人員を配置すること。
備考	大規模改修工事期間中における上記事業の業務内容及び当該年度の事業計画及び収支計画については、別途区と協議する。また、指定管理者は、利用者の周知や近隣との調整等、区と協力して関連業務を行う。

(5) 児童デイサービス施設 みつばち園

事業項目	概要
運営方針	児童福祉法に定める児童発達支援センターとして、心身に障害または発達の遅れやその心配のある児童とその保護者を対象に専門的支援を行うとともに、地域における障害児支援の質の確保・向上を図る。
事業内容	1 児童発達支援センターとしての事業方針 児童福祉法に定める児童発達支援センターとして、心身に障害または発達の遅れやその心配のある児童とその保護者を対象に専門的支援を行うとともに、地域における障害児支援の質の確保・向上を図る。 また、2～3に掲げるすべての事業について、センターとしての専門機能を活かし、区内の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行い、区の中核的な療育支援施設であることを意識した運営を図る。
	2 障害児通所支援事業 (1) 児童発達支援・放課後等デイサービス 児童福祉法に基づき、心身の障害、発達の遅れ、またはその心配のある就学前の乳幼児に対し、日常生活における基本動作の習得や、集団生活への適応能力向上のための訓練等を行う「児童発達支援」、及び、小学3年生までの学齢児に対し、個別療育において理学療法を行う「放課後等デイサービス」を実施する。 ア 実施概要 (ア) 療育指導の内容 児童発達支援については、個別・集団療育指導を、放課後等デイサービスについては、個別療育指導を行う。 (イ) 対象者 墨田区在住の児童福祉法に規定する通所受給者証の交付を受けた以下の児童、及び、その保護者とする。 - a 就学前の乳幼児 - b 小学校3年生までの学齢児(ただし、個別療育における理学療法のみ) - c 児童福祉法第21条の6に定める通所支援を必要とする児童 (ウ) 定員 1日あたり40人とする。 また、区の要請に基づく被虐待等児童の緊急枠2名分程度を設置し、受け入れるものとする。 (エ) 費用 サービスの利用に伴い、利用児の保護者が負担する費用は、以下のとおりとする。 - a 児童福祉法に基づく利用者負担額は、国または区制度により無償とする。 - b 給食費は、通所受給者証に記載された利用者負担上限月額ごとに設定する。また、欠席時の費用負担の方法等については、重要事項説明書に明記する。 (オ) 健康管理 医師・看護師・職員の連携のもと、常に利用児の健康状態を把握し、良好な成長・発達を促進する。

また、児童発達支援利用児に対し、定期健康診断等を実施する。
 なお、医療相談については、児童発達支援等の個別療育の一環として実施する。

a 健康管理

利用児の健康状態を把握するため、以下の事項を実施する。

栄養指導	耳鼻科健診	眼科健診
歯科相談	身体計測	

b 定期健康診断

(a) 対象

児童発達支援利用児で以下のいずれかに該当し、受診を希望する者。

- ① 幼稚園・保育園に通っていない児童
- ② 利用年度中に1歳半・3歳児健診を受けていない児童
- ③ 幼稚園・保育園に通っているが未受診項目のある児童

(b) 診断項目

学校保健安全法施行規則（昭和33年6月13日文部省令第18号）
 第6条に定める、以下の項目とする。

身長及び体重	栄養状態	脊柱及び胸郭の疾病 及び異常の有無
視力及び聴力	眼の疾病及び 異常の有無	耳鼻咽喉疾患及び 皮膚疾患の有無
歯及び口腔の疾病 及び異常の有無	結核の有無	心臓の疾病及び 異常の有無
尿	その他の疾病 及び異常の有無	

(c) 診断方法及び回数

学校保健安全法施行規則第7条に従い実施するものとし、回数は概ね
 年2回とする。ただし、結核の有無については問診のみとし、心臓の疾
 病及び異常の有無については臨床医学的検査のみとする。

(d) 臨時の健康診断

学校保健安全法（昭和33年4月10日法律第56号）に定める臨時
 の健康診断については、伝染性疾患の発生時等に、必要性を判断し、実
 施するものとする。

c 協力医療機関

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関
 する条例（平成24年12月13日条例第139号）第40条及び第7
 9条に規定する協力医療機関に係る協定は、別途指定管理者において締
 結するものとする。

イ 集団療育指導

集団内での療育を通じて心身の発達を促しながら、社会性や自立能力を獲
 得できるよう支援する。指導職員については、集団療育担当職員のほか、必
 要に応じて機能訓練担当職員を加え、総合的見地からの療育指導を行う。

(ア) 指導内容

a 以下について、必要な指導等を行う。

- (a) 集団療育を通しての発達指導
- (b) 基本的生活習慣の確立
- (c) 保護者・家族への指導・援助
- (d) 療育相談指導
- (e) 地域との交流
- (f) 緊急枠の設定

b 児童個々の能力や障害に応じて「児童発達支援等計画」を作成し、集団の特徴を生かした指導を行う。

c 指導時間中は保護者同席を基本とし、保護者が子どもの発達状況や特性、望ましい関わり方についての理解が深められるよう支援を行い、また、保護者の相談に対応する。

(イ) グループ編成

1 グループ10人の定員を基本とし、1週間に8グループを設ける。

なお、各グループの利用児は、年齢・体力・障害の状況等を考慮して決定する。

ウ 個別療育指導

利用児一人ひとりに対し、機能訓練担当職員により、個別の療育を実施し、児童の発育・発達状態・課題等を的確に把握し、心身全体の発達を促しながら、生活能力等を獲得できるよう支援する。

(ア) 指導内容

a 利用児の発達状況を把握して、各専門領域の療法及び指導・相談等を行う（家庭訪問指導を含む）。

理学療法	歩行や身体の動き、運動発達等に心配のある児童に対し、運動療法等を通じて適切な発達を援助し、保護者に対しては、児童への介助方法や補装具等に係る指導・助言を行う。
作業療法	特に上肢の機能改善を通じ、巧緻的な動作の獲得、認知面の向上を促す。また、身の回り動作に即した指導・助言を行う。
言語聴覚療法	言葉の遅れや、発音の誤り・聴こえ等の問題に対応し、発達を促す。
心理指導	心理発達の観点から、認知し、考える力を高め、安定した情緒と社会性（対人関係）を育てるための指導を行い、あわせて、保護者からの相談に対応する。
医療相談	非常勤医師が健康面や発達、行動の特徴に合わせて指導することにより、児童の発達を促す。あわせて、保護者からの相談に対応する。

b 児童個々の能力や障害に応じて「児童発達支援等計画」作成し、個別療育の特徴を生かした指導を行う。

c 指導時間中は保護者同席を基本とし、保護者が子どもの発達状況や特性、望ましい関わり方についての理解が深められるよう支援を行い、保

	護者の相談に対応する。 (2) 保育所等訪問支援 児童福祉法に基づき、保育所等を現在利用中の障害児、または今後利用する予定の障害児について、集団生活の適応のため、保育所等の施設を訪問し、児童本人、及び、訪問先施設の職員に対し、必要な支援を行う。 ア 対象 墨田区から通所受給者証の交付を受けた児童とする。 イ 支援職員（訪問支援員） 障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等であって、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有する者とする。
	3 一般相談事業等 墨田区在住の心身の発達に遅れ、またはその可能性のある就学前の乳幼児、小学校3年生までの学齢児、及びその保護者に対し、相談事業等を実施する。 (1) 相談事業 ア みつばち園・にじの子利用相談 (ア) 内容 みつばち園・にじの子の利用に係る面接・調査等を行い、また、児童の発達状況等に合わせ、療育内容等を助言する。 (イ) 実施回数 1回あたり1時間15分程度。事前予約を基本とする。 (ウ) 費用 無料とする。 イ 障害児通所給付費支給申請支援等業務 児童発達支援等の利用に向け、障害児通所給付費支給申請の支援、調査書（5領域20項目調査）の作成及び区への提出を行う。 なお、支援に際し、必要に応じて利用者が使う障害児相談支援事業所と連携する。 また、利用契約を締結した後は、速やかにサービス提供を開始するものとする。 ウ 療育相談 (ア) 実施内容 a みつばち園利用者に対する個別相談 b 一般発達相談 (イ) 費用 無料とする。 (2) その他事業 ア 保護者支援事業 保護者勉強会・保護者交流会の開催・図書の貸出し等 イ 各種計画の連携 (ア) 事業の考え方 障害児相談支援事業所によって作成される「障害児支援利用計画」、就学前機関として作成に関わる「就学支援シート」等に、各種支援情報が円滑に引き継がれ、一貫した支援が可能となるよう、連携する。

	(イ) 実施内容 各種計画の連携策の検討／特別支援教育サポート事業、就学相談委員会への参加、就学先への情報提供、「就学支援シート」の作成、学校見学、学齢児のフォロー相談等 ウ 地域療育支援事業 保育園、幼稚園への入園支援、療育報告書の作成、入園後のフォロー、保育園・幼稚園職員の見学受け入れ、巡回相談の実施、学童保育への情報提供、公開療育の実施 エ 交流・レクリエーション事業 各種季節のイベントの実施
備考	1 令和11年度に予定している施設の移転に係る対応については、別途区と協議する。 2 大規模改修工事期間中における上記事業の業務内容及び当該年度の事業計画及び収支計画については、別途区と協議する。また、指定管理者は、利用者の周知や近隣との調整等、区と協力して関連業務を行う。

(6) 機能訓練事業

事業項目	概要
運営方針	訓練を通して日常生活における自立性を高め、役割の自覚や生きがいを持ち社会的交流が図れるように援助する。あわせて家族の介護負担の軽減についても配慮する。特に、介護保険の対象とならない方への訓練等、他の事業者が行えないサービスを積極的に実施する。 介護保険対象となる利用者については、介護保険を適用して実施する（高齢者在宅サービスセンターに再掲）。
事業内容	各療法士の評価結果に基づいて総合評価を行い、利用者の一人ひとりの能力に応じた指導計画を作成して個別又は集団指導を行う。また、必要に応じ関係機関への技術援助を行う。 1 対象・目的 - 区内居住者で、次のいずれかの状態にあり、機能訓練が必要な方 (1) 退院後間もない方 (2) 在宅で心身機能が低下した方 (3) より生き生きと活動的に生活したい方 (4) 障害者手帳を所有するもの (5) 上記(4)の適用を受けない、高次脳機能障害や若年性認知症等の方 2 利用時間等 (1) 訓練期間 訓練期間 週1～2回程度6か月を一区切りとし、その後、評価をする。評価の結果、必要があれば継続も可能とする。 (2) 訓練方法 個別、集団、訪問等 3 相談・受付 (1) 電話・面接・訪問で、相談者の主訴・目的・生活状況を的確に把握し、必要なサービスが受けられるよう援助する。 (2) 区及び地域の関係機関と連絡・調整・情報交換を行い、連携を図る。 (3) 利用者の満足度調査を行い、事業の充実に反映させる。 (4) 事業についてモニタリングを実施する。 4 指導訓練内容 (1) 理学療法、作業療法、言語聴覚療法、認知・行動療法、健康管理を組み合わせ、対象者にあった適切な指導訓練を行う。 (2) リハビリテーション専門医による診察、家庭訪問による助言・指導を必要に応じ、適宜実施する。 (3) 訓練終了にあたっては、自主グループや他のサービスへの移行支援、必要に応じて家庭訪問による生活環境の評価や本人・家族への指導を行う。 (4) 高次脳機能障害者へのグループ訓練をはじめとする支援を行う。支援にあたり「区市町村高次脳機能障害者支援促進事業実施要綱」に定める高次脳機能障害者支援員を配置する。 (5) 高次脳機能障害者相談窓口を設置し、本人や家族、関係者への相談支援を行うとともに関係機関との連携を図る。 (6) 終了者への援助として、自主グループ活動に対する場の提供等、必要

	な支援を行う。 5 他機関との連携 (1) 主治医から、機能訓練事業利用のための意見書をもらう。 (2) 訓練終了時に報告書を作成し、主治医に送付する。 (3) 地域包括支援センターをはじめとする各関係機関・職種との情報の共有化・方針の統一化を図るため、必要に応じてケースカンファレンスを行う。 (4) 墨田区が関係機関と連携して実施する神経難病検診や患者・家族会等に積極的に関わる。 (5) 地域リハビリテーション連絡協議会、在宅リハビリテーション支援事業及び高次脳機能障害関係機関連携会議など関係機関との会議に積極的に参加し、連携していく。 6 その他 訓練時間については、利用者の意向、職員体制、送迎サービス、施設における他事業との関係等の調整を図り、事業時間を設置すること。条件整備については、区側と十分に話し合うこと。 また、リハビリ利用者及び高次脳機能相談窓口に対する支援事業を実施できるように配慮した職員体制を組むこと。
備考	大規模改修工事期間中における上記事業の業務内容及び当該年度の事業計画及び収支計画については、別途区と協議する。また、指定管理者は、利用者の周知や近隣との調整等、区と協力して関連業務を行う。

(7) すみだ福祉保健センター相談支援事業所

事業項目	概要
運営方針	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく特定相談支援・障害児相談支援事業所として、障害福祉サービス及び障害児通所支援を利用する障害者・児の適切なサービス利用と効果的な問題解決に資する。 また、児童発達支援センターである「児童デイサービス施設みつばち園」の地域支援機能を補完する施設として、各種の相談支援を行う。
事業内容	障害者総合支援法に基づくサービス利用支援及び児童福祉法に基づく障害児支援利用援助を行う。 また、発達障害に係るライフステージに応じた適切な機関の案内を行う。 1 特定相談支援・障害児相談支援事業 (1) ケアプラン作成事業 ア 事業内容 区からサービス等利用計画案作成依頼書または障害児支援利用計画案作成依頼書の交付を受けた者に対し、サービス等利用計画案または障害児支援利用計画案を作成する。 また、サービス等の利用状況の検証を行い、障害児支援利用計画・サービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行う。 イ 対象者 障害者総合支援法に基づく障害児支援利用計画案または児童福祉法に基づく障害児支援利用計画案の提出を求められた者。 (2) セルフプラン作成支援 ア 事業内容 みつばち園・にじの子を利用予定で、セルフプラン（相談支援事業所以外の者が作成するサービス等利用計画・障害児支援利用計画）を作成する保護者に対し、支援と助言を行う。 イ 対象者 みつばち園・にじの子を利用予定で、セルフプランの作成にあたって支援と助言を要する保護者。 2 発達障害児支援事業 主に障害児通所支援の利用を希望する発達障害児の保護者に対し、必要に応じて個々の児童に応じた相談窓口（小・中学校、教育相談室、保健センター、医療機関、障害児通所支援事業所等）の案内と情報提供を行う。 また、各種研修や学習会等を通じて発達障害に係る最新の動向の情報収集と研究を行うとともに、区内での発達障害に係る連絡会への出席や小・中学校、保健センター、障害児通所支援事業所などの関係機関との連携を図る。
備考	大規模改修工事期間中における上記事業の業務内容及び当該年度の事業計画及び収支計画については、別途区と協議する。また、指定管理者は、利用者の周知や近隣との調整等、区と協力して関連業務を行う。

(8) 施設環境維持管理基準

1 一般的事項

(1) 施設環境維持管理業務実施の基本方針

指定管理者は、施設の管理開始から終了までの間、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるように、本施設をその機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態に維持することを目的とし、以下の事項を基本方針として維持管理業務を実施すること。

ア 関係法令等を遵守すること。

イ 予防保全を基本とすること。

ウ 施設が有する機能及び性能等を保つこと。

エ 創意工夫やノウハウを活用し、合理的かつ効率的な業務実施に努めること。

オ 施設の環境を安全、快適かつ衛生的に保ち、利用者の健康被害を未然に防止すること。

カ 物理的劣化等による危険・障害等の発生を未然に防止すること。

キ 環境負荷を抑制し、環境汚染等の発生防止に努めるとともに、省資源、省エネルギーに努めること。

ク ライフサイクルコストの削減に努めること。

(2) 業務範囲

指定管理者は、本施設の維持管理について、以下の業務を行うものとする。

ア 建築設備保守管理業務

イ 清掃・衛生管理業務

ウ 植栽等維持管理業務

エ 修繕業務

オ 警備業務

カ 受付業務

キ 防災対策

ク その他

2 建築設備保守管理業務

(1) 業務の内容

本施設に設置される電気設備、機械設備、空調設備、給排水衛生設備、受水設備、制御設備、防災設備等について、適切な設備維持管理計画のもとに運転・監視・点検・保守等を実施する。

(2) 業務の対象範囲

・空調機器

・ボイラー

- ・エレベーター
- ・自動扉
- ・自家用電気工作物
- ・蓄電池
- ・消防設備
- ・簡易自動消火設備
- ・貯水槽、受水槽、汚水槽等
- ・ガスバーナー
- ・電話設備
- ・その他

(3) その他

ア 各施設・部屋の用途、気候の変化、利用者の快適性等を考慮に入れて、各設備を適正な操作によって効率よく運転・監視すること。

イ 各設備の関係法令の定めにより、点検を実施すること。

3 清掃・衛生管理業務

(1) 業務内容

利用者が、いつでも快適に施設を利用できるように、日常清掃、定期清掃及び害虫防除を実施する。

また、定期的に館内の環境衛生測定を行う。

※日常清掃：日を単位として定期的に行う業務をいい、概ね次のような業務をいう。

施設内外の床掃除（掃き、拭き）、ちり払い、手すり清掃、吸殻及びゴミ等の処理、衛生消耗品の補充、衛生陶器洗浄、汚物処理、洗面所の清掃等

定期清掃：3か月又は6か月を単位として定期的に行う業務をいい、概ね次のような業務をいう。施設内外の床洗浄、床ワックス塗布、壁の清掃、金具磨き、ガラスの清掃、マットの清掃、什器備品の清掃、照明器具及び時計の清掃、吹出口及び吸込口の洗浄、排水溝及びマンホール等の清掃

(2) 業務の対象範囲

清掃業務の対象範囲は、本施設の建物内部及び屋外施設とする。

(3) その他

ア 業務に使用する用具及び資材等は、常に整理整頓に努め、人体に有害な薬品などは関係法令に準拠し厳重に管理すること。

イ 作業においては、電気、水道及びガスの計画的な節約に努めること。

ウ 業務終了後は、各室の施錠確認、消灯及び火気の始末に努めること。

エ 全ての清掃作業担当者は、勤務時間中は職務にふさわしい制服を着用すること。

4 植栽等維持管理業務

(1) 業務内容

敷地内の植栽を適切に保護・育成・処理することにより、豊かで美しい施設内の自然環境を維持する。

(2) 業務の対象範囲

植栽維持管理業務の対象範囲は、敷地内の植栽範囲における植栽及び緑化施設等とする。

(3) その他

ア 植栽の維持管理に当たっては、利用者及び通行者の安全に配慮すること。

イ 植栽の種類、形状、生育状況等に応じて、適切な方法による維持管理を行うこと。

5 修繕業務

指定管理者は管理開始後、不可抗力等により必要となった修繕で、1件130万円(消費税及び地方消費税を含む)未満の規模のものについては全て行うこととする。

6 受付等業務

(1) 受付業務について

ア 受付は、利用者の利用受付、各種案内及び利用者に対して快適な利用がなされるように努力する。

イ 利用者についての把握・整理を行う。

ウ 施設の利用方法、料金体系及び当日の実施講座などの情報について、受付に掲示する。また、パンフレットを作成する等、利用者に施設の運営についての情報を的確に提供すること。

エ 電話での各種問い合わせの対応、利用者からの苦情、見学者への対応などについて適切に必要な対応を行うこと。

オ 高齢者及び障害者等で介助を必要とする利用者については、円滑な施設利用が可能なように適切な対応を行うこと。

7 警備業務

(1) 業務内容

本施設の秩序及び規律の維持、盗難・破壊等の犯罪の防止、火災等の災害の防止、財産の保全及び利用者の安全を目的とする警備業務を実施する。

(2) 業務の対象範囲

警備業務の対象範囲は、本施設の建物内部及び屋外施設とする。

(3) その他

ア 開館時間・利用状況等を勘案して適切な警備計画を立て、犯罪、災害等の未然防止に努めること。

イ 定期的に巡回を行い施設の安全を確認すること。

ウ 不法侵入者、不審物を発見した場合は、警察への通報等適切な処置を行うこと。

エ 24時間、365日施設の警備を行うこと。

オ 開館時間外の出入館管理を行うこと。

8 事故防止

(1) 事故防止マニュアルを作成し、それを徹底させるとともに、事故防止のための研修等を実施すること。

(2) 事故が発生した場合等には、対応するとともに直ちに区に報告すること。

9 防災対策

消防法に基づく防火管理者の設置、消防計画（大規模地震に係る警戒宣言が発せられた場合の消防計画等を含む。）の策定、自衛消防組織の編成及び訓練等を実施する。

10 感染症対策

感染症の流行する時期において、消毒の徹底やマスク等の適切な衛生対策に努めること。なお、罹患の可能性のある利用者が居た場合には、利用停止も含めた適切な対応を家族の理解を得ながら進めること。

11 その他

(1) 施設を適正に維持管理するために、必要な関係機関との連絡調整を行うこと。

(2) 大規模改修工事期間中における上記事業の業務内容及び当該年度の事業計画及び収支計画については、別途区と協議する。また、指定管理者は、利用者の周知や近隣との調整等、区と協力して関連業務を行う。